

衆議院第六十八回国会商工委員会議録第二十一号

(三九六)

昭和四十七年五月十二日(金曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 鶴田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 中村 重光君

理事 吉田 参造君

理事 稲村 利幸君

神田 博君

坂本 三十次君

前田 正男君

松永 光君

石川 次夫君

岡本 加藤 清二君

岡本 富夫君

川端 文夫君

米原 起君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

出席委員

同日 辞任 川端 文夫君

同日 辞任 西田 八郎君

補欠選任 川端 文夫君

補欠選任 西田 八郎君

補欠選任 川端 文夫君

本日の会議に付した事件

参考人出頭要求に関する件

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

○鶴田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求の件についておはかりいたしました。

先ほどの理事会で御協議願いましたとおり、本案審議のため、参考人の出頭を求める、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

なお、参考人の人選及び出頭日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

さて、参考人の人選及び出頭日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○鶴上委員 二年間延長されました。またこの計画は何を根拠にして作成されたのか。いわゆる織維工業審議会あるいは産業構造審議会の答申によると、私は、強力に実施をするつもりでございます。

○鶴上委員 二年間延長されました。またこの計画の本計画、いわゆる新全國総合開発計画あるいは新経済社会発展計画をもととしているわけであると思いますが、この国の基本計画すら現在手直しをされていると聞いておりますが、単に二年間延長するというのではなく、じっくりと長期的な展望に立って計画を作成すべきではなかつたか。

○鶴田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。鶴上新一君。

○鶴上委員 最近の国際情勢は大きく変化してまいりまして、きのうの毛織物、ポリエスチル混における米国の関税評価差しとめ、昨年の政府間協定、发展途上国との追上げ、国的に見ても、労働力のコストの上昇、構造改善による導入工事の大型化、導入設備の高額化等、わが国の織維工業界を取り巻く環境はますます悪化しております。

このようない状況を考慮するとき、よほど思い切った構造改善資金を投入しなければ、今後二年間ににおいて当初の目的を完遂することはできないと思うのですが、この点はどうお考えになつていますか。

○佐々木(敏)政府委員 先生のお話のように、最近の織維産業をめぐる国際情勢の悪化は非常にきびしいものがござります。織維産業は元来中小企業を主体とする産業でありますし、また産業構造的に非常に複雑な業種でありますけれども、從来とも織維産業の構造改善、体质の近代化等につきましては、特織法の構造改善措置とか、近代化促進法等の近代化措置によりまして体质改善をはかつておつた次第でありますが、特に昨年の日米政府間協定の実施に伴いまして、非常な影響を及ぼしておる次第であります。したがいまして、昨年来、自主規制に伴う対策あるいは政府間協定に伴う対策いたしまして、政府といたしまして二千四十六億円にのぼる救済対策を実施しておる次第であります。今後とも近代化構造改善あるいは国際環境に対応するものもある措置につきましては、

○鶴上委員 普通一般に構造改善ということ、また設備の近代化であります。今後二年間で構造改善を達成するためには、金融におきましても税率につけて、金融、税制上などのようなお考えを持つ必要があります。これが必要ではなかろうか、こう思うのでございます。この点について、金融、税制上などのようなお考えを持つていらっしゃるか、産業構造の転換について、金

融対策をどのように考えておられるかということをお伺いします。

○佐々木(敏)政府委員 たいま申し上げました
ように、今回の政府対策によりまして、自主規制
におきましては総額六百億円の長期低利融資をい
ふるまい三十日、交付付与は二百五十一億円

○樋上委員 繊維産業が石炭の二の舞いにならない
かと思つております。

たしておりました。政府は第4回に五百五十億円の
長期低利対策を実施いたしております。なお、構
造改善関係あるいは近代化促進法関係、それぞれ
長期低利の融資を用いまして、繊維産業の近代化
あるいは運転資金の潤滑化等を促進してまいりた
いと思っております。

生徒：（立派な文章を書く）先生さつてや、ますよう
いよろに私は必要以上にお尋ねをしてるのでござ
ります。今後の産業は知識集約型産業の方向であ
る、こういうぐあいにいわれているのですが、織
維産業はファッショング型産業であるのが傾向であ
るといわれておるのですが、こういった産業構造
の転換に伴って、織維産業に対してもうどのよう
な位置づけをしていくのか、こういう点をお伺い
したい。

にまさにわが国の繊維産業は発展途上国の追い上げもござりますし、また先進国の輸出の、保護主義の制限もござりますし、今後の繊維産業の方向は、まさに知識産業、高級化、ファッショナリズムあるいは高付加価値産業に転進すべきであろうと考える次第であります。つきましては、今回の特織法の改正によりまして、繊維工業構造改善事業協会の基金といたしまして、振興基金を設けまして、政府は十億円の出資をいたす予定であります。その十億円の出資のはかに民間企業から出資金をちょうどだいたしまして、将来は五十億程度の振興基金をつくりまして、その振興基金でもつてただいま先生おっしゃいましたような繊維産業の高級化、ファッショナリゼーション化、高度の需要に応ずるような繊維産業の質的改善を促進してまいりたい、かように考えておる次第であります。

いかねばならない。関連産業の協力が必要であるし、このため育成指導をはからないと、この二年

間で構造改善は達成することができない。こう私は心配するのですが、この点、だいじょうぶでしょうか。

（佐々木（毎）政店委員）構造改善の本といたしましては三本ございまして、過剰設備の処理、設備の近代化、それと生産規模の適正化、要するに三本の柱で織維産業の構造改善を進めていく予定でございますが、そのうちまず過剰設備の処理を中心いたしまして、極力織維産業全体の規模の適正化をはかってまいりたいと思います。それと同

○樋上委員 時に現在たましま申し上げましたような質的な纖維産業の施策を講ずる予定であります。特にそのような高付加価値、高級化等の質的な纖維産業施策につきましては、四十九年度以降抜本的な対策を講じたい、かように考えておる次第であります。

は設備の近代化、三は企業規模の適正化であつたのですが、その目的が達成されておらない。今回
の改正により特定精紡機の処理にかかる規定が削除されるが、今後構造改善を進めて高能率の設備
を導入していく過程で過剰設備が生ずるおそれはないのか。この点はどうかと思うのです。これは
御承知だと思うのですが、昭和四十三年百十二万円の廃棄が行なわれ、目標を達成したと
いわれておるので、この点はどうですか。

○佐々木(誠)政府委員 御指摘のように、昭和四
十三年におきまして、特織法に基つきまして、綿スマ
フ紡績業につきまして過剰設備の一括廃棄を実施
した次第であります。その段階におきましては、
一応適正規模に紡績業はなつた次第でござります
けれども、その後における国際情勢の変化等によ
りまして実は今回過剰紡績業につきまして精紡機
の政府買い上げを実施する予定になつております
。ただこれは政府が特に中小紡績業につきまし
て希望者から法律に基づいた綿スマフ、合織紡以外

にさらに毛糸、麻紡につきましても買い上げをすることとございまして、法律の共同行為でござる

○樋上委員　かりに精紡機が過剰を生じた場合は一括処理するという趣旨ではございませんから、法律から落とした次第であります。

○佐々木(敏)政府委員 現在の情勢、すでに精紡機につきましては綿紡から麻紡まですべての精紡機につきまして過剰の状態でござります。したがいまして、今回政府間取りきめに基づく対策によりまして、精紡機をただいまのところはほぼ五十分の八十五%を削減する方針でござります。

万錠音度買ひ上けるべく予算を措置しておる次第であります。

○佐々木(敏)政府委員 織機につきましては、由
すまでもなく中小企業団体法に基づきまして織機業者
設備制限規則で、一切の織機につきまして設備制
限、登録制の実施をしておる次第であります。一
かしながら、その登録を受けておらないいわゆる
やみ織機が現在まだ撲滅されずにある次第であります。正
確な実態につきましては、現在来月上旬迄
までにかけまして正確な実態を確認する予定になつてお
りますけれども、從来から業界方面の推
計によりますと、綿スフ、絹人絹織機、毛織機に
よりまして合計八万台程度あるいはそれ以上存在す
るというような業界の推定になつておる次第で
あります。

○樋上委員 それでは、現在ある未登録やみ織機
は認めていくのですか。

○佐々木(敏)政府委員 もちろんやみ織機は、た
だいま申し上げましたような法律違反の織機であ
ります。したがいまして、從来とも通産省とい
う

しましてやみ縫機の取り締まりにつきましては強力な対策を講じておる次第であります。昨年八月

以降、特に各通産局を督廵いたしまして、やみ経営の撲滅につきまして大いに努力をしておる次第であります。

○佐々木(誠)政府委員 特に やみ織機台数の保有率に零細機械業者が多いと私は思うでございますが、この人たちは実際にどのような指導をしていくのか、具体的に御答弁願いたいと思います。

機業であるとかと有する次第であります。したがつて、いまして、従来ともやみ縫機の取り締まりにつきましては厳重に指導しておる次第でありますけれども、零細な一台、二台という生業的な機業につきましては、できるだけ登録権のあつせん等をいたしまして無籍の解消につとめておる次第であります。

さしまして非常に多くの商品たとがやんに取引でござるるところですが、これらは未登録機により四十八年度末における織布業のあるべき姿、いわゆる構造改善後のあるべき姿について見直すことが必要ではなかろうかと私は思うのです。構造改善を進める中でこれらのやみ機械をどう扱うのか、また今後やみ機械の取り締まりの方針はどうなっているのか、二年延長後の過剰織機についてどう見ていくのか、こういう点についてもう少し具体的にお答え願いたいと思うのです。

○佐々木(敏)政府委員 一つの業界の構造改善は、申し上げるまでもなく、法律的に認められれた登録設備のほかに、現に動いておるやみの設備も含めまして、業界の需給関係が成り立つておる次第であります。したがいまして、私どもは、まず登録設備につきましては、先ほど申し上げましたように、過剰の織機を政府ができるだけ買い上げる。もう一つは、やみ織機につきましては、現在

ござります八万台以上の織機を極力計画的に縮小せしめる。その両方の方法によりまして、四十八年度における織布業界の適正規模の水準を達成したいと考えている次第であります。

が将来の歯どめになるのではないか、こういうふうに考えております。

りの誤算が生じることと私は思うのです。ですからこういう実態を執拗にお伺いするのです。零細企業の業者を守っていくかなければならぬ立場にある私たちでござりますから、こういうことがあります

○樋上委員 四十七年度振興基金として十億円国から出資されるようになっていますが、業界からの出資金はどの程度を予想しておるのか、また浮来などのような計画をしていらっしゃるのか。

— 1 —

○樋上委員 この四月二十五日付の新聞で「通産省の稻村政務次官は二十三日、自民党石川県連選出大会に出席のため金沢を訪れ、記者会見で次のように語った。」というところがあるのですが、「無籍織機保有者は零細機業が多いので、第二区分登録」ということで現在の無籍織機を一応認めてゆく。しかし、今後の取締まり体制は厳格にやるつもりで、そこでどうすることをやるかというと、「一、産地監視委員長による戒告公表、二、通産局長による戒告の公表、三、通産局長による戒告公表、四、通産局長より戒告業者の取引先に対する取引き停止の勧告およびその旨の公表、五、通産大臣による一年以内の期間の事業停止命令、六、産地監視委員長による刑訴法に基づく告発、七、政府系金融機関による融資の繰上げ償還などをしない業界の秩序ある発展に寄与させたい。正直者がばかをみる現象は取り除かねばならない。こういうように稻村政務次官がおつしゃつしているのですが、これはこのとおりやられるのですか、どうですか。

なことが、発言をいたしてはおりますが、はたしてそういうものができるものであるかどうか、今後法制局等々いろいろ相談の上にやはり決定をしていかなければならぬ、こういうように考え方であります。

問題はせっかくの政府の救済対策、政府の施策、二千億にのぼる対策等々考えた場合に、やはり合理化、近代化を進めて日本の伝統ある織維業界というものを、むずかしいことはござりますが、永遠に位置づけていかなければならぬ、こういうような意味合いから過剰設備の買い上げ等、国民の税というか国庫負担によつていたしておるというような関係から、やはり無籍者に対しては厳然たる態度で臨むことは当然ではなかろうか、こういうふうに考えております。

○植上委員 いま第二期分登録とおっしゃいました。そうすると、いま現在ある第一期、それはどうされるのですか。それはそのまま認められて、これがまた第二期分というようなことに発展してこないかと思うのですが、この点どうでしよう。

○稻村(佐)政府委員 現在の登録はそのままでございますから、第二次登録というのは、これは一つのやみ織機という名前を第一次登録ということとで形をよくしたにすぎないわけです。これは買い上げにも応じませんし、また権利の譲渡もいたしません。そういう意味合いから、今後それでは第三次登録ができるかという議論はここですべきではないと思います。今後は絶対無籍というものはややさせてはならぬし、ふやすべきではない、こういう議論の上に立つべきだ、こういうふうに考えています。

○植上委員 なぜやみ織機のことについて私はこ

○稻村(佐)政府委員 御指摘の問題につきましては、各産地ごと業界を通じまして協力を要請いたしております。また通産省といたしましても、各担当官を各産地に派遣をいたしましたて、実態調査ということに取り組んでおるわけでござりますので、全く近日中に正確なデータが出てくるものと期待をいたしておりますし、また出てきてもらわなければならぬ、こういうふうに考えておりま
す。

○樋上委員 十分零細企業のためにも、また正直者がばかを見ないようにしていかなければならぬとあなたがおっしゃったように、それを私は強く要望しております。

この問題はこれで終わりますが、次に振興基金についてでありますと、この特定織維工業以外の織維工業を含めた理由はどうでしょうか。

○佐々木(誠)政府委員 織維産業はあらゆる織維別業種あるいは糸から最終製品まで一体になりますとして質的な向上をはかつていくべき産業であるうと考へる次第であります。かつ今回の日米政府協定によります対策も全織維産業を対象に対策を講じておる次第であります。したがいましてその一環の振興基金対策でありますから、これには特織法対象業種の四業種のみならず、あらゆる業種をその対象にいたしまして、織維産業の質的向上をはかつてまいりたい、かように考えたのが理由であります。

○佐々木(敏)政府委員 政府の出資は四十七年度十億円でございます。それに加えまして業界の出捐金を合わせるわけでございますけれども、これが業界の自主的な今後の自分たちの質的向上をはかつていくという意欲に基づく性質のものでござります。したがいまして現在のところは正確な見通しが立てにくいのですが、私も、私ども業界とただいま話し合つておる見通しといたしまして、今後七年間にはほぼ三十数億円の出捐金を期待する、かような立場でござります。したがいまして、政府出資合せまして、将来におきましては五十億円近い基金になるかと存する次第であります。

○樋上委員 基金の運用についてですが、どのように運用され、その助成措置等をどのように考へておられるのか、また助成対象、特に海外における調査の場合はどうなつておられるのか、この点をお伺いします。

○佐々木(敏)政府委員 振興基金は業界が行ないます織維産業の質的向上に役立つもろの事業に対して補助をするわけでございますけれども、私はまだいま考えております振興基金による助成対象といたしましては、新しい商品の開発、新規商品の開発あるいはまた海外市場の需要動向とか、諸外国の織維産業の現状とかいろいろな調査、それと並んで新技術の普及あるいは労働者の技術向上のためのコンクールの開催等々、それぞれの業種の産地開催となり団体等が行なう事業に対しまして振興基

Digitized by srujanika@gmail.com

○西田委員 こうして伺つてみますと、紡績の設備処理だけが大体完了して、あとはまだこれから、こういうところであるわけですが、紡績にいたしましても、設備処理はしたけれども、その後の五年間での技術革新あるいは近代化の進捗等によりまして、かなりまた生産過剰になる状況が生まれてきているのではないかというふうに思うわけですが、そうした面も含めて、あと二年間で、この残されている部分がすべて大体、まあ完全とはいえない、ほんと達成できる見通しがあるのかどうか。そして今までのその進捗度合いが非常に低い、そのおもな原因は一体何にあるのか、そうした点についてお伺いをいたします。

○佐々木(総)政府委員 紡績業の構造改善の進捗率は非常に低いわけございますが、これは四十七年度、四十八年度、二年間におきまして極力設備の近代化、企業規模適正化につきまして努力する予定であります。ただこの法律に基づきます設備の近代化、企業規模の適正化のほかに、政府買上げを、ただいま約五十万錠程度買上げる予定で作業を進めている次第であります。これを合わせまして、四十八年度までにおきましては、紡績業の構造改善がほぼ終了するであろう、かようになっておくれてしまつた理由であります。

エートが高まつておるかと思ひますけれども、他
のものもろの施策を講じまして、糸から最終製品
の段階までできるだけ量的なバランスをとつた構
造にしてまいりたい、かよろに考えております。
そうなりました暁におきましては、量的な織維産
業の規制ではなくて、むしろ高度化、ファッショ
ン化に伴う質的な織維産業の方向というようなビ
ジョンをつくりたいと考えておる次第であります。
す。ただいま、近く織維工業審議会、産業構造審
議会にそのような将来における織維産業の質的長
期ビジョン、これをおはかりをいたしまして、今
後の対策を講じてまいりたいと考えておる次第で
あります。

○西田委員　きわめて重要な國の施策ということ
になるわけですから、これはいざれまた後ほど大
臣が御出席のときにお伺いすることに、質問を
留保しておきます。

いまの答弁の中でやはり一番問題になるのは、
織布の構造改善が現在進められておるわけです
が、八万台あるといわれておる無籍の織機をどう
するかということが非常に大きな問題になつてく
ると思うのです。特に無籍が綿織布関係について
二万台、絹、人絹関係で二万台、そして毛工連が
三万台という大幅な無籍を残しておるわけです
ね。そういうものに対して一体どういうふうに処
理していくかれるのか、これは構造改善にまじめに
取り組んできた産地等に対しても非常に過酷な存在
になつてきておるわけであります。これに対しても
一体どういう処置をしていかれるのか。その八万
台の無籍織機といふものは、二年間でこれは完全に
処理し切れないと思うのです。そこで、通産省
のほうで新しくまた有籍化しようという動きがあ
るよう聞いておるわけありますけれども、そ
うした点は実際やられるかどうか、この辺
のこところをひとつ聞かしていただきたいと思いま

○佐々木(誠)政府委員　ただいま先生おっしゃいましたように、残念ながら無籍の設備が現在八万台程度、もしくはそれ以上存在しているわけであります。通産省いたしましては、これは明らかに中小企業団体法に基づく織機制限規則の違反でありますて、従来とも厳重な取り締まりを実施いたしてまいつたのであります。特に、昨年八月以来自主協定に基づきます救済対策が出されました以上、政府が買い上げをするというような措置をとります以上は、このような無籍を放置するわけにはまいらない、かような観点から強力な無籍解消策を講じてまいつたのであります。簡単に申上げますと、昨年八月、全国的に各通産局に商工部長をチーフにいたします無籍監視委員会を置きましたて、また各産地ごとも監視委員会を置きまして専任の監視員を任命いたしまして取り締まりを強化しておる次第であります。無籍の実態を、取り締まりの強化と併行いたしまして、現実にいかなる地域にどういう状態で何台あるかということを、現在全国的な確認調査を実施しておる次第であります。今後とも無籍の取り締まりにつきましては、從来にも増して強力な対策を講ずることを、所存でありますが、ただ先生おっしゃいましたような有籍化というようなことにつきましては、有籍化ということは考えておりません。問題は、現在おかつ発生しつつあるといわれております無籍——これはもちろん厳重に取り締まる必要があるわけであります。それと同時に現在まで残念ながら発生してしまった八万台、企業にいたしまして、ほぼ二万企業程度あるうかと思ひますけれども、この八万台をいかに計画的に減少させていくか——これが大きな問題であろうかと思うのであります。したがいまして、今後新しく発生する無籍の嚴重な監視と現在ある無籍を二つに分けまして、それぞれ対策を立てたい、かような考えを持つていることは事実であります。

を持参しておるのですが、かなり強い態度でその取り締まりに臨んでおられることはわかるのですが、どうも監視委員会制度というものに私しさかの疑問を持つわけです。そうななければいいがと思うわけありますけれども、かつて紛糾が自主操短をいたしましたときに操短監視委員というのを置きました。ところが、お互いに機業の中から出ておる人が監視委員をやつておるわけですから、自分のほうでも多小悪いことをしておるのでも、他人の悪いことは見のがそうという、こういうジャの道はヘビで相通ずるところがあるわけですね。ですから、監視に行く一日前に、あしたの監視に行きますからといって連絡をするわけだ。連絡がいつて、向こうではちゃんと準備しておるわけです。そして、行つたところで監視をしてきて異常ございませんでした、完全に実施しておりますましたという報告が返つてくる。ところが、実際はそうではない。場合によると、おまえのところは行かぬでもいいだろうというので、事務所でお茶だけ飲んで帰つてくるというようなことが往々にしてありました。今度の監視委員会でもおそらく産地組合で監視員を雇つて監視させるということになりますと、親分にはどうしてものが言いにくくなりりますよ。そんなことで、はたして厳正な監視ができるかどうか私は一つの疑問を持つのです。局長、これはきわめてきびしい態度で臨めるのかどうか。そうして八万台ですか、いまおっしゃるように一べんに二年間でやつてしまおうとすれば年四万台です。一台当たり〇・八人としても大体三万二千人、合わせて五万六千人の人が失業していくわけですからね。そういう点、家内工業であったとしてもどこかに転業しなければならぬという問題が起こつてくるわけですね。数字的にも非常に膨大になつてしまりますが、そういう点について、とにかく厳正にやり得るのかどうか。そして、厳正にやるとおっしゃるでしょうけれども、その場合に一体八万台といふものが、何年かかるか。逆にいえば一年で大体どうくらいの取り締まりと入れかえができるのか。

そうした点についてひとつ見通しがあれば聞かしていただきたいのと、織維局長の決意のほどを聞かしていただきたい。

○佐々木(敏)政府委員 これまで、各産地の監視委員会で、あるいは先生のおっしゃいましたような事実があつたかと思うのでありますけれども、今回、八月二十五日付で実施をいたしております取り締まり要領に基づきましては、ただいまのところ綿スフ六十四、絹人織二十七、毛十一の各産地におきまして、それぞれ監視委員会を設置いたしまして、元検査所の職員あるいは警察官約三百人程度、織機の監視だけをするという選任をいたしまして現在実施をしておるわけであります。そのほかに、これは從来とも同じでありますけれども、三工連合計いたしますて千人にのぼる相互監視委員を任命しておる次第であります。ただいま先生おっしゃいましたようなそういった実態のないように、私ども通産局に置かれております通産局ごとの監視委員会の長に対しまして厳重に指導をいたしております。なお、今後の問題につきましては、今後発生するやみ織機はもちろん厳重に取り締まるのでありますけれども、現在までに過去十数年間のいろいろな經緯から発生いたしております八万台にのぼる二万企業以上の中には非常に零細な企業も含んでおります。現在までのやみ織機につきましては、できるだけ実態を把握いたしましたして、実態に即して逐次計画的に縮小につけめたい、かように考えております。

○西田委員 局長、大体一年にどれくらい取り締まりをしてなくすることができるのかと伺ったのですが、そのほうの答弁が抜けております。

○佐々木(敏)政府委員 ただいま実態の精密な調査を実施しておる最中でありますし、やみ織機台数、企業の数、企業のそれぞれの規模あるいはやみ織機を設置いたしました実情、実態等々厳密な調査をいたしまして、それによつて逐次計画的な縮小をはかつてまいりたい、かように考えているが、次第でありまして、ただいまのところ、毎年何万台といふような計数は算出いたしておりません。

○西田委員 これは非常に急がれることあります。それで、ぜひともひとつ進めでやつてもらいたいということと、そうした織機を持つていてる人に対する買い上げるというようなことはどういえ思っておられないでしようし、またそういうことが是か非かというのは論議のあるところであります。私は少なくともそのことによつて失業をする、あるいは転業をするというような事態が必ず発生していくと思うのです。そういうものに対して、これは労働省との関係にならうかと思ひますけれども、問題の起らぬないように一そなうの処理を期待したいと思います。

次に、先ほどの織機と関連をして、さらにこれから天然織維の紡機の設備数量と、それから合

織の設備の数量とのバランスというのをとつていかなければならぬわけですね。特に技術革新で生

産性が高まつてきておるわざですから、紡機を一千万錠と規定いたしましても、従来一錠当たりの

生産量がかりに一とした場合に、一年間にはその技術革新が進んで、年率大体一〇%程度向上した

としても二〇%近い。やはり生産量の面においては設備の数はそのままであつても、量の面ではふえていく、こういう傾向になるわけですよ。したがつて、それとのかね合いといふもの、バランス

といふものを考えていかなければ、私は織維産業のあるべき姿といふものが出てこない、よう思つ

わけですが、そうした点についても今後考えていくのかどうか、この点をお伺いしたい。

○佐々木(敏)政府委員 紡績業と、その糸を需要

いたします織物業、メリヤス業等々設備バランス

を考えるのは当然でござります。私ども紡績業の設備も全体の織維の需給バランス、特に織物業、メリヤス業の設備規模等々を勘案いたしまして、現在政府間取りきめの対策に基づきまして設備を

買い上げておる次第であります。ただこのほかに、やはり今後の紡績業の発展途上國からの輸入

状況とか、あるいは紡績糸の日本からの輸出見通しとか等々もまた考慮に入れなければならぬ次第であります。さらに先生おつしいましたよう

に、精紡機の最近における超近代化、リンク方式の、ぜひともひとつ進めでやつてもらいたいということと、そうした織機を持つていてる人に対する買い上げるというようなことはどういえ思っておられないでしようし、またそういうことが是か非かというのは論議のあるところであります。私は少なくともそのことによつて失業をする、あるいは転業をするというような事態が必ず発生していくと思うのです。そういうものに対して、これは労働省との関係にならうかと思ひますけれども、問題の起らぬないように一そなうの処理を期待したいと思います。

次に、先ほどの織機と関連をして、さらにこれ

から天然織維の紡機の設備数量と、それから合

織の設備の数量とのバランスというのをとつて

いかなければならぬわけですね。特に技術革新で生

産性が高まつてきておるわざですから、紡機を一

千万錠と規定いたしましても、従来一錠当たりの

生産量がかりに一とした場合に、一年間にはその

技術革新が進んで、年率大体一〇%程度向上した

としても二〇%近い。やはり生産量の面においては設備の数はそのままであつても、量の面ではふ

えていく、こういう傾向になるわけですよ。した

がつて、それとのかね合いといふもの、バランス

といふものを考えていかなければ、私は織維産業

のあるべき姿といふものが出てこない、よう思つ

わけですが、そうした点についても今後考えてい

くのかどうか、この点をお伺いしたい。

○佐々木(敏)政府委員 紡績業と、その糸を需要

いたします織物業、メリヤス業等々設備バランス

を考えるのは当然でござります。私ども紡績業の設備も全体の織維の需給バランス、特に織物業、メリヤス業の設備規模等々を勘案いたしまして、現在政府間取りきめの対策に基づきまして設備を

買い上げておる次第であります。ただこのほかに、やはり今後の紡績業の発展途上國からの輸入

状況とか、あるいは紡績糸の日本からの輸出見通しとか等々もまた考慮に入れなければならぬ次

第であります。さらに先生おつしいましたよう

に、精紡機の最近における超近代化、リンク方式

の実施程度等も考慮に入れまして、全体的の観点

から糸と糸以降の需要面における需要との関連を

考慮いたしまして、全体的なバランスをとりたい

と考えておる次第であります。

○西田委員 ぜひひとつそうしていただきたいと

思います。

次に、その関係からいまして、現在の日本の

織維の輸出は、アメリカの規制のあつたことでも関

連をいたしまして、逐年減少傾向にあるわけであ

ります。それに反して輸入のほうは現在増加の傾

向をたどつておるということは、結局輸入をした

ほうが安くつくという、そういう業界のお考え方

も出てこようかと思うわけであります。全くいま

までとは逆の方向へ織維産業全体が動きつつある

わけであります。これはきわめて重要な問題で

はなかろうか。これは私は再々申し上げるわけです

が、日本の織維産業は中小企業が多くて、そろし

くとも明治以来日本の工業界の先駆者として織維

産業が今日の経済成長に寄与した貢献度とい

うものはきわめて高いものがあると思いますし、日

本の気候、風土なりあるいはこうした貿易を中心

とした国柄、国の体制からいって、当然織維産業

といふものは今後も日本の重要産業の一つとして

やるからということになつてぶんどり合戦といふ

なると、だれもかれもが、おれもやるからおれも

なるが、始まつたのでは、私は、せつかく基金設置

をした効果といふものがあらわれてこないと思う

のです。御承知だらうと思いますが、私の選挙区

であります滋賀県の大津市には東洋レーヨンの中

央研究所というのがあります。そこでの従業員で

も、二千八百人ないし三千人の人が當時機械とか

商品その他、一切の研究をやって、年間約三十億

くらいの予算を組んでおるというふうに聞いてお

われたのか、それともどこかに関連をして行なうと

いうことでそれが含まれているのかどうか。

○西田委員 さらに私が要求をしておきたいこと

は、この中に労働市場調査であるとか、いわゆる

労働者のそうちした条件整備等についての調査、研

討を重ねてまいりたいと思います。

○西田委員 さらに私が要求をしておきたいこと

は、この中に労働市場調査であるとか、いわゆる

労働者のそうちした

○佐々木(毎)政府委員 実はその項目の大きさが結構ございましたして、労働者の技能向上、技術コンクールとか研修会とか、そういういた項目も入つておる次第であります。

○西田委員 最後に、労働省の方をお見えになつておると思うのですが、日米織維交渉によつて労働者に特別の離職の手当を支給されるということになりましたして、予算化されました。それについて、昨年の十二月末ではまだそう頗著にあらわれてきていなかつたと思うのですが、三月一ぱいでかなりの制約を受けるようになりますので、もううござにほぼほつそつした犠牲者が出てきておると思ふのですが、労働省のほうでその実勢について把握しておられたらひとつお伺いをしたいと思います。

○加藤説明員 私のほうで本年の二月以降の織維産業離職者につきまして把握しておりますものは、一事業所当たり二十人以上の離職者のあつたものについての数字でございますが、十五事業所、千八百人の離職者が出ておるわけでござります。このうち、四十六年度におきまして離職一時金の支給対象者として該当いたしました離職者は三社で二百六十九人を数えております。それから四十七年度に入りましたて、これからそういう離職一時金の措置をすることが予定されておりますのが、地方からいろいろ入つております連絡を合計いたしますと、八件の約一千二百名がこれから離職一時金の対象になるものとして見込まれるものでござります。

○西田委員 千八百人のうち二百六十九人でまあ三百人、あと一千五百人が対象にならなかつたというのはどういう意味なのか、これは全く該当しなかつたのか。

○加藤説明員 私どもでこの離職一時金の対象にしておりますのは、買い上げ契約の締結に関連するものでございまして、そういう関係がないものにつきましては離職一時金の対象になつておりますので、その関係のものが落ちておるというござります。

○西田委員 これは君に要望しておきたいのですが、あのとき離職一時金を支給する条件というものが設定をされまして、その条件に基づいてこの申請をしてくるわけあります。その事務手続が非常におくれる傾向があつて、離職すると同時にいろいろなことにならないというので、労働者のほうから多少の苦情も出てきておるわけです。その点については出先の機関に特に督撃をして、とにかくようにお願いをしておきたいと思います。具体的にちょっと事例を持ってきておりませんが、二、三そういう例が出てきておりますので、特にそうした点について厳重に指導をしていただきたいと思います。

○加藤説明員 率直に申しまして、私どももその辺の声を聞いており、できるだけすみやかにその辺の措置をとりたいと考えておりますが、実は予算の成立が暫定の形になりました。のこととも関連がございまして、事務手続が實際上おくれたという面もございます。その辺の事務手続につきましては、通産省のはうの証明の関係などとも連絡がござりますので、よく連絡をとりまして、できるだけすみやかにやるよう努力したいと存じております。

○西田委員 あと二、三、大臣に質問したいことがござりますが、後ほどに残しまして、これで質問を終わります。

○鴨田委員長 午後三時再開することにし、暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後三時八分開議

○鴨田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○樋上委員 午前のトップに加藤先生が質問になりますのを、私がトップに質問しまして午前が終わったのですけれども、大臣に一問だけ質問するためまた午後、のびきならぬ急用ができました

ので、先にやらしておいたなくことになりましたので、御了承願いたいと思います。

簡単に一言大臣にお伺いするのですけれども、五月十日米国関税局が発表した日本からの輸入品の毛織物とポリエスチル混紡との関税評価差しとめは、まさに青天のへきれきというべき事件であるが、これについて大臣は一体どういうふうに考えていらっしゃいますか。もうこのことにつきましては、この新聞報道によりますと「織維協定にダブル・パンチ」、こういうふうに報道されておるのです。「米財務省は十日、日本から輸入している毛織物と毛・ポリエスチルの混紡織物が公正価格以下の安値で販売されているため、関税評価を差し止めると発表した。今のところ、最終的にダンピングの裁定を受ける公算がきわめて大きいが、もし、それが決定すれば昨年のテレビに次ぐ大規模なダンピング規制となる。また、両織物は昨年十月から実施された毛・化合織の日米政府間協定で、対米輸出に数量規制がかけられるので、今回のダンピング容疑認定で、ダブル・パンチを受けたことになり、同協定のあり方にも大きな疑問を投げかけている。」そのあと続いているのですが、まず一番私が危惧していた問題は、こういう報道をしたときに、地元愛知県では、織維協定を無理やりにさせられた、そうして、またまたこんなことがあるならば、全くやりきれないことであるというぐらい、地元織維業界は大きな不安を持ち、どうなるのだろうということのようなことになつていると思うんです。日本政府間協定の際に、当時すでに毛織物、ポリエスチル混紡織物が、財務省によってダンピング容疑で調査中であった。そのときにこの問題を検討すべき問題が起りますので、事前に日米両国政府の専題が起りますので、大臣の御見解を承りたい。

門家会議で十分話し合をして、これを表に出して法律的な措置となるべくならないよう、両国で話をしようということになつておるわけござりますが、本件については、三ヶ月以内にこの結果が明確になるわけでござりますので、事態の推移を見ながらこれに対処しなければならないといふのが、現在の政府の状態でございます。

○権上委員　そういうときに、協定が調印されば何とかなるだらうというような甘い見通しがあつたのではないか。また他産業にこれが拡大するおそれはないのか、こういったことも考えまして、そういう点を心配するあまり、私は大臣に申し上げておるんですけども、そういう甘ちぢみろい考えであるためにこうなつてきて、もしこれが黒と判定された場合にはどうなつっていくのか。今度は向こうのはうは価格差だけではなしに、損害まで出しているのかということを、こちらは言いたい。価格差だけで言つているのかということも考えられるのですが、大臣が推移を見ようというような時期ではもうないと私は思うんですが、どうでしようか。

○田中國務大臣　アメリカに保護貿易主義が台頭しつつあることはもう御承知のとおりでございまして、去年の九月の日米経済開発会議の時点から、日米間において、これらの問題に対しては事前に両国で十分話し合いをしようということを議題にし、話を詰めておるわけでございます。この間の陶磁器に対する関税の引き上げ等、この種の問題が幾つか出ておることは、はなはだ遺憾でござります。そういう意味で、一月の会談でも専門家会議の設置を行なつたりして、日米間でなるべく摩擦を起こさないように、またこのような措置が一方的にとられるということになると、日米間の貿易経済の交流にも暗影を投するという心配がござりますので、これららの問題に対しては、なるべく日米間で事前にいろいろ折衝したり意思の疎通をはかるうということでやつてきたわけでござります。しかし、本件に対しては、いま御指摘のような状態でござりますので、事態の推移を見な

がらということでございますが、甘い考えではないのです。甘くはないのですが、向こうのほうが少しきびし過ぎるということで、この問題はどうも、何でもかんでもすぐ法律的に訴えるということは日本には向かないんだから、日本の実情にも合うような状態を考えてもらつて、日米間で——アメリカは法律でもつて結果をつけなければいけば何らか結論が出るんだというようになつておるようだが、日本はもう法律的に訴えると、いふことはたいへんなことなんだ、特に私は日米綿維協定をやつたために、憲法違反の疑いで二つも裁判が起つておるんだ、これは代議士としては致命的なんだ、そういう意味で日米間はもっと深刻にかかる問題は事前に調整しよう、こういうことを言つておるわけであります、近年アメリカで特にこのような状態が起つておることはほんとうに遺憾であります。だから、本件自体に対しても、事態の推移を見ながら適切な措置をとらなければなりませんが、その他かかる問題が頻発しないように、ひとつ十分両国との間で意見調整をしてまいりたいと思います。

○樋上委員 甘く見ておらないと言われるけれども、甘く見せたんじゃないかと思われる。アメリカのほうは、最終的には、ぐつと押し込んでいけばもう何でも通るんだということで、向こうが米国はことしになって、すでに大型変圧器、漁網、アスペスト・セメント・パイプの三つにダンピング徴収税を決定した。ところが、これに對して今度はダンピング税を今度かけてきた場合はどうなるか、ひとつ御所見を承りたいと思うのです。

○佐々木(敏)政府委員 ただいま大臣からお話をございましたように、最近、米国におきましては保護主義の動きが非常に強うございまして、米国のダンピング法の運用につきましても非常にきびしい態度でございます。昨日毛織物が関税差し止めになつたのでありますけれども、わが国とい

しましては、このようなダンピング法のきびしい適用につきましては、當時米国側に対しまして反対をいたしておるわけであります。先月末アンチダンピングのための日米専門家会議も開催いたしまして、米国の非を訴えたのであります。さ

らに今後他の品目に拡大いたしませんように、専門家会議あるいはOECの場等を通じまして米側に改善要求をしたい、かように考えている次第であります。

○樋上委員 最後に、大臣に一問だけお尋ねして終わりたいと思いますが、最終判定が黒になるおそれは十分考えられると思うのです。かりにそう

なった場合、愛知県などの織物産地は多大な被害を受けることになるのですが、政府はどのように対策を講ずるのか、また毛製品輸出カルテルについてはどうのような姿勢で対処していかれるのか、

○田中中国務大臣 三ヶ月間過ぎますと判定されわけであります。そうすれば、産地に対してはどのようないきさだ、あなたはこの織物問題で憲法違反の疑いで提訴されている。訴えられている。

最後に大臣の見解を承りたいと思います。かくて加えて今回また違反で訴えられるような材料がここに出来てきた。それが本件なんです。いま御指摘になりましたところのアメリカの毛織物とボリエスティル混紡織物の関税差し止め事件、これは明らかに協定違反の疑いがあるわけなんですね。あなたはいまに総理コースを行かなければならぬ人で、すでに旗あげなさったという。しかし

そういうやきさだ、あなたはこの織物問題で憲法違反の疑いで提訴されている。訴えられている。

○樋上委員 甘く見ておらないと言われるけれども、甘く見せたんじゃないかと思われる。アメリカのほうは、最終的には、ぐつと押し込んでいけばもう何でも通るんだということで、向こうが米国はことしになって、すでに大型変圧器、漁網、アスペスト・セメント・パイプの三つにダンピング徴収税を決定した。ところが、これに對して今度はダンピング税を今度かけてきた場合はどうなるか、ひとつ御所見を承りたいと思うのです。

○佐々木(敏)政府委員 ただいま大臣からお話をございましたように、最近、米国におきましては保護主義の動きが非常に強うございまして、米国のダンピング法の運用につきましても非常にきびしい態度でございます。昨日毛織物が関税差し止めになつたのでありますけれども、わが国とい

では真の目的は達成されません。二重苦ということがあります。織物業界はいま三重苦、四重重苦でたいへんな苦労をいたしております。それを永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれの任務だと思っております。その任務を十分に遂行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要點をかいづまんで御質問申し上げたいと存じます。

第一番。通産大臣、田中さん、お暑いでしょうね。あなたはいまに総理コースを行かなければならぬ人で、すでに旗あげなさったという。しかしながらね。あなたはいまに総理コースを行かなければならぬ人で、すでに旗あげなさったという。しかし

そういうやきさだ、あなたはこの織物問題で憲法違反の疑いで提訴されている。訴えられている。

○寺田説明員 通商閥税課長でございます。そのときにわれわれが主張しましたことは、現

○佐々木(敏)政府委員 そのときに日本側は何と言つて、アメリカ側は何と答えたのですか。

○寺田説明員 通商閥税課長でございます。そのときにわれわれが主張しましたことは、現

○佐々木(敏)政府委員 そのときに日本側は何と言つて、アメリカ側は何と答えたのですか。

○寺田説明員 通商閥税課長でございます。そのときにわれわれが主張しましたことは、現

○佐々木(敏)政府委員 そのときに日本側は何と言つて、アメリカ側は何と答えたのですか。

○寺田説明員 通商閥税課長でございます。そのときにわれわれが主張しましたことは、現

では、これが完全なわざたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばがありますが、織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばがありますが、織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

永遠なるものに定着させぬための努力はわれわれ

の任務だと思っております。その任務を十分に遂

行し、本法案の目的とするところの業界の再編成、これが完全に遂行されたために、私は以下要

点をかいづまんで御質問申し上げたいと存じま

す。

○佐々木(敏)政府委員 四月の二十七、二十八日

お答えでございますが、お尋ねします。四月の下旬に専門家会議が行なわれたはずです。そのとき

に本件を取り上げられたか、られなか

とばあります。織物業界はいま三重苦、四重

苦でたいへんな苦労をいたしております。それを

</div

されておる問題なんです。どこへ提訴されておるかといえば、政府側に提訴されて、政府側が調査している段階なんです。なぜ関税委員会の者をそんなところに呼ばなければならぬのか。関税委員会になぜそんなことを聞かなければならぬのか。あたりまえの話だ、そんなことは。答えないのがあたりまえなんですよ。政府が決定しない先に關税委員会がどうして答えられます。冗談じやないですよ。それじゃ通産大臣、あなたはそのことをどのように受け取ってみえた。報告はどうなつておつたのです。

○田中國務大臣 あなたから御指摘ございましたとおり、本件、ダンピング調査の件について四十六年三月三十一日米業界が提訴したわけです。それから五月、財務省の調査が始まる。それから六月には十五メートルの質問状を受ける。六月八日十九商社の質問状を受ける。八月には上記の質問状に対する回答を提出した。十一月十六日には在京米関税部による回答書が出された。それから五月十日米財務省の関税評価差しとめということになつておるわけです。そういう意味で私も一月には、こういうことをしようやられて困る、こういうことで専門家会議といふものを提唱し、向こうはそれをのんだわけでありまして、その会合がもう先般行なわれたわけであります。ですからここでは財務省の役人だけではなく、アメリカ側としてはいろいろな専門の政府関係の役人が出てくるわけでしょう。こちらもまたこういふ会議があれば通産省だけではなく大蔵省も他の省からも出まして討議をするわけでござりますので、まあ財務省以外の代表者が出ておることは異例ではないわけでございます。こちらは先ほど申し上げたように、どうも国際コードに違反するような、アメリカの恣意的な、アメリカだけの考え方で運用されておることに対応するわけありますから、これはこれだけではなく、ほかにもこのようなケースがたくさんあるわ

けでありますから、あとは三ヶ月間、決定が出るまでなつておつたのです。

○田中國務大臣 これは参りますときには、一月のサンクレメンテ会談でこういうものを受け、事前に両国でできる限り調整をしよう、こういうことで設けられた専門委員会であるから、日本側の意向を十分述べるように、向こうが日本政府に対して何らかのものを求めてきたならばそれは聞いてくるようなどいふことを申して出たわけでございま

す。そこでお尋ねする。今まで日本側が相手国に對して日本側の意向を十分述べておいたということです。そういう意味で、こちらとしては本件に対し日本側とて日本側の意向を十分述べておいたということです。当然のことになるわけでございます。

○加藤(清)委員 私は、専門家会議にあなたの部下が臨まるときにはあなたがどういう指示をされ、その結果会議が行なわれて、行なわれたあとに報告ですね、これがどう受け取つておられるかということを聞きたかったのです。

○田中國務大臣

私は、専門家会議にあなたの部下が臨まるときにはあなたがどういう指示をされ、その結果会議が行なわれて、行なわれたあとに報告ですね、これがどう受け取つておられるか

と、経団連の顧問弁護士をやつているところのスティック・オフィスに頼んでいままで交渉を続けてきたわけです。私はここで心配することは、もしこれがここでアメリカの思うつぼへ追い込まれますと、次に合議に参ります。次に鉄に参ります。そういうおそれが十二分にある。日本側としてはまた鉄もそれらと同じスティック・オフィスにお世話をなつておるわけなんです。私はかつてここでこういうことを申し上げたことがあります。財界の一部に、纖維ががんばっているから、それで次から次へとあれこれに制限問題が起きてくるのだ、この際纖維さえ目をつぶつてくれたたら他の案件はスムーズにいくようになる、そういう攻撃を受けないで済むようになる、だから纖維は犠牲になれ、人柱になれ、こういう意見があるが、この人身御供論、人柱論はすでに私はアメリカで関係の方々とよく話し合つて、東洋哲学の中にはそのやうな観念があつても、アメリカにはそういう觀念はありません、次々と二の矢、三の矢がつがえられるであろうということを聞いてきておりまするから、そのことをここで述べたことがある。もう一度述べます。いまここにして、これをほんとうにダンピング疑惑濃厚ということで、ダンピング課税、ダンピングマージンをもし取られるようなことになつたとするならば、第一の犠牲、第三の犠牲が次々と出てくる。これは明らかにあなたがいるべきなまづに見る人物は、ぜひあなたの総理

○田中國務大臣

主もとです。ペプシのケンドールと一緒にニクソンの金主もとなんです。同時にインターナショナル・ウール・トレード・オーガニゼーションの世界をやつた男なんです。これがリンコーン・エ

ンド・スチエフート法律事務所に提訴してその法律事務所から政府側に渡った案件なのです。日本側としてはこれに對して、すでに御案内のとおりありますから、あとは三ヶ月間、決定が出るまでに間、公には事態の推移を注視しつつと、こういふことになるわけでございます。

○加藤(清)委員 私は、専門家会議にあなたの部下が臨まるときにはあなたがどういう指示をされ、その結果会議が行なわれて、行なわれたあとに報告ですね、これがどう受け取つておられるかと、経団連の顧問弁護士をやつしているところのスティック・オフィスに頼んでいままで交渉を続けてきたわけです。私はここで心配することは、もしこれがここでアメリカの思うつぼへ追い込まれますと、次に合議に参ります。次に鉄に参ります。そういうおそれが十二分にある。日本側としてはまた鉄もそれらと同じスティック・オフィスにお世話をなつておるわけなんです。私はかつてここでこういうことを申し上げたことがあります。財界の一部に、纖維ががんばっているから、それで次から次へとあれこれに制限問題が起きてくるのだ、この際纖維さえ目をつぶつてくれたたら他の案件はスムーズにいくようになる、そういう攻撃を受けないで済むようになる、だから纖維は犠牲になれ、人柱になれ、こういう意見があるが、この人身御供論、人柱論はすでに私はアメリカで関係の方々とよく話し合つて、東洋哲学の中にはそのやうな観念があつても、アメリカにはそういう觀念はありません、次々と二の矢、三の矢がつがえられるであろうということを聞いてきておりまするから、そのことをここで述べたことがある。もう一度述べます。いまここにして、これをほんとうにダンピング疑惑濃厚ということで、ダンピング課税、ダンピングマージンをもし取られるようなことになつたとするならば、第一の犠牲、第三の犠牲が次々と出てくる。これは明らかにあなたがいるべきなまづに見る人物は、ぜひあなたの総理

○田中國務大臣 アメリカに保護主義的な台頭がある、これはよろしくない、こういうことはもう強く申し述べております。

○田中國務大臣

それからダンピング法の運用にあつても非常に一方的である、アメリカ式である、国際コードを逸脱しておる、これは言つてあるのです。しかもその国情が違うということも慎重に考えなければいかぬのだ。アメリカは小さい問題でもみな裁判の判定にまでいいのだということで、紛争はお互いが解決するよりも、そのため裁判機関が

あるのだということで、簡単に裁判機構に持ち込まれるが、日本はそうじゃないのだ。日本は裁判に持ち込むということは相当深刻な状態にならなければ裁判所の手はわざわざないということであるので、アメリカ式にほんほんとやられては困る。困るだけではなく、日米間にどうも理解を欠くような場合があつては困るので、これが運用に対し十分配慮が願わしい。そのためには専門家会議などをつくって十分検討しましよう。また業界同士も意思の疎通をはかりましょう。それでもだめならガットとかO E C Dとかそういう国際の場でアメリカに対して反省を求めるを得ない、こういうところまで言つておりますから、ものを言わぬわけじゃないのです。これは非常に言つております。それで、特に日本の国内で売られておる価格よりも安いものはすべてダンピングであるといふべきかな話があるもんかという話で、私はいろいろな専門家が来たときに、一体そんな考え方を持つておるのか、外国へ行つても、われわれお互いスイスへ行つて、スイス製の時計を買えば、スイスの国民よりも安い価格でもつて買えるのはあたりまえである。これは物品税や消費税が免除されおれば当然のことじやないか。そんなことがわからぬでダンピング法を発動されたら、これはじめちゃくちゃになつてしまふということまで言つておるのだから、私も外交儀礼よりもはるかに逸脱するような強い口調で言つておるのであります。まあ日米の友好という基本をくずさない程度、限度一ぱい以上に私も主張しておるということだけは事実でござります。

○加藤(清)委員 たたかれながらもその手にすが

るという程度のことならわかりますけれども、た

かれてもたたかれてもなお友好ということばの

前には何にもものが言えないじや、もはや外交

じやないのだ。屈辱なんだ屈辱なんだ。そこで申し上げますが、本件は基本的におかしな点がたくさんある。第一番、これは過去の案件なんですね。年三月三十一日ですね。そしてその内容はとい

えば、そのまた以前の一九七〇年十一月一日から一九七一年五月三十日にわたる期間の案件なんですね。そうでしょう。織維局長わかつていますか、いいですか。この案件については、次が大事なんです。それ以後に日米の織維協定が結ばれた。それが以後に自主規制が行なわれた。自主規制だけでいけなくて、なお協定を結べばあととの問題は片づく、すべてが落ちつくというのがあなたの意見であつた。落ちついていないじやないか。しかし落ちつかと言つたあなたのことばのほうが正しいのであって、落ちつかないほうが間違つておる。なぜ間違つているか。協定の指定品目にこれは包含されておる案件なんです。協定に包含されておる案件を個別に出して、個々審査をして全部なければいけねえ、いけねえということを言つておつたら一体どうな話がどこにありますか。

第一番、時期的におかしい。それから数量の問題でもまたおかしい。どうしてラッシュしておるのですか。どうして被害を与えておるのですか。

一九六八年をピークに、そこで両三年はもう半分に減つて、ことしは三分の一以下になつておるの

ですよ。日本の毛織物、テト関係の混紡もの、一

体何ぼその間にあつたのですか。その数量は何ぼ

費量の何ぼですか。わかっていますか。わかつて

いるでしよう。

○田中國務大臣 はい、わかります。

○加藤(清)委員 これは時間にすると、アメリカ

消費量の一時間分か二時間分ですわ。一日分にも

ならないのです。これでいけないとと言うなら、二

ケンドールさんに聞きたいたい。あなたのほうのコカ

コーラやペプシコーラは、日本のミカン水やサイ

ダーやラムネを全部駆逐しちゃつたじやないです

か、全部駆逐しても、なお日本が文句をよう言わ

ねじやないですか。三百六十五日の一日分以下

の、数時間と言いたいけれども、一時間分にもなれることがあります。それもこっち側から言うとよくわかるのですが、それもこっち側から言うとよくわえておるのですが、被害があると言うなら承りたい。

○田中國務大臣 加藤さんの言うことはよくわかるのです、あなたの言うことと同じことを私はアメリカ側に言つておるのですから。(加藤(清)委員「言つていないからこんなことになる」と呼ぶ)言つておるのですが、これはちょっとよくわからぬのですし、またあとで激励されて、こちらもアメリカへそういうことをどんどん言つている

ということになるのです。同じことを言つておるのです。実際ににおいて、もうその後本件は時間がかかるのです。何か気の抜けたビールのようになつておるのです。それで実質的には三分の一になつておるのです。それで実質的には三分の一にもどんどん減つておる。こんなものを出してきたときは、まだそれでも少しも数量も大きかつたから、こういうことを業界が出してくる

価値があつたかもしれません、もう三年後ぐらくなつて、今日になって、これは三ヶ月後にならなければ正式にどうなるかわかりませんが、よし

んばダンピングであるという認定を受けたにしても、また気の抜けたビールのようになつてくるのじやないか。しかしそれは実害がなくても、日本とアメリカとの間に実は非常によろしくないことがあります。こういうことのマイナス面だけが起こりますから、そういうことのないよう専門家会議等をつくつて、うまくやろう、こう言つたのです

が、やはり制度上の問題として実効があがらなくとも、取り下げない限り判決は行なわなければなりません。そういうような状態で、こうだらだらと来ておる。まあしかし本件に関してはたいしたことはないといふことになつても、これはやはり次々と同じようなケースが起こることは、日米間に非常に問題がありますから、そういう意味では、この推移を見守らなければいかぬし、アメリカ側にも注意を喚起したり、日本の意図が通ずるように努力を続けなければならぬということは事実でございます。

○加藤(清)委員 大蔵省、来てみえますね。ほんとうは私は責任ある政治答弁のできる人に聞いてもらいたかったのですけれども、このところを、大蔵委員会では今まで出ておりません。いずれ私大蔵委員会へ行つてするつもりですけれども、よく聞いておつください。

○加藤(清)委員 これは一つには、日本の流通機構の誤り——誤りというよりは慣習ですね。それから日本の金融、税制のあり方がここへしわが寄つてきておる

ということなんです。どういうことかと申しますると、高いかないか、ダンピングがあるかないか

というのには、コスト計算をしなければならない。これは一つには、日本流に考えますと、第一番、ダースになつたら安うなるといふ考え方なんです。一口一括大量生産して売ればコストは安うなるのです。そういう考

え方なんです。ところが、それがアメリカじやか、全部駆逐しても、なお日本が文句をよう言わねじやないですか。三百六十五日の一日分以下

あります。それは何か。歩積み双建でなんていつ

たってわからないのです。手形サイト、決済が平
均百五十日で、二百日の余になっている、系へん
は。こういうことは全然わからない。しかし、日
本のメーカーとしては、正直で、どんぶり勘定す
ればいいのに、あのアメリカさんはまず倒産はな
い、決済も早い、だから、コストを安うしましょ
う、こうやつてつくるわけなんです。しかも、アメ
リカ輸出のものはといつたらレディメード品が多
うございますから、一括大企業がつくって売るん
だ。だから安うなるのです。ところが日本のウー
ステッドの場合はどうかといえば、下請のまた下
請にどんどんどんどんどんと、こう下へ下へとやらし
て、それを持ってきてデパートへ納めたころに
は、大体日本の原価計算の、最低もので五倍。五
倍で驚いたらあと鼻血が出るので。十二、三倍
になつておるというのがあるのです。それをデ
パートで見ていって、日本は内需で毛織物を高う
売つておりながら、アメリカへは安う売りつけて
おるから、これはチープレーベー、レーバーダン
ピング、ソシアルダンピングである、こういう評
価をしておる。向こうの原価計算の範疇の中には、日本流の商習慣や流通機構の問題は一つも
入つていらないんだ。ここがまた何度要求しても認
識してもらえないんだ。何度要求しても認識して
もらえないということは通産省の弱腰かもしれない
けれども、こういう世界に類例のないような歩積
み両建てとか、手形サイトの二百日以上とか、台
風手形とか、お産手形だとか、こういうことが許
されておるからいけない。そういう商習慣に従つ
て日本に納めるもののコストは高くせざるを得な
いんだ。これは政府の責任なんです。同時にそれ
は、大蔵省も専門家会議に代表が出られるであろ
うから、そういうことをよくわきまえた者を代表
に選んでいただきたい。通産大臣、専門家、専門
家と言つたって、名前だけが専門家で内容がしろ
うとが行つてくれたら何にもならぬ。そういうこ
とをよくわきまして、それを相手に認識させなけ
ればいけない。関税委員会の相手が出てきたらそ
ういうことをやればいいのであって、関税委員会

は無理なんです。これをひとつ大蔵省、私は答弁を要求しようとは思わぬ。政治的答弁のできない人ではやむを得ない。あとでそのものずばりで質問します。

次に、大臣に申し上げておきますが、こういう前例は日米間にあったかなかつたか。

○山下政府委員 こういう実例というのは……

○加藤(清)委員 こういう実例とは、米関税評価差しとめの実例。

○山下政府委員 これは從来もございました。

○加藤(清)委員 その場合にどういうふうになりましたか、結果は。

○山下政府委員 御承知のように、去年から再三にわたってアメリカの財務省は制度を改正しておりますから、また最近も改正して、関税評価差しとめ後の調査期間等を短縮したり、いろいろやっておりますが、手順としては、そこで評価を差しとめまして、そして関税委員会のほうで被害がありなしという判断を待つて、そして最後のダンピング課税をきめるわけでございます。

○加藤(清)委員 私のお尋ねしておるのは、特に纖維に限つてこういう前例があつたかなかつたかということを聞きたかつたけれども、時間がかかりますから私のほうで申し上げます。

前例がたくさんあります。アメリカへの繊維輸出は、戦後長年にわたつて調べてみれば、全部これ制限の歴史なんです。制限と、その制限を緩和する戦いであった。そこで、先代大統領のジョンソンさんのとき、先々代のケネディさんのとき、同じバーリントンの会社から同じように提訴され、話し合ひができる取り下げた件があるのであります。取り下げなければ、訴えられたほうは結論を出さなければならぬと大臣はおっしゃつたけれども、かつての通産大臣、あなたの先輩の通産大臣は取り下げるよう努力をなさつたわけでございました。そのときには纖維の協定もないときでございました。いわんや自主規制もないときでございました。いわんや円の切り上げもないときでございました。

いました。いまのはうがなおやりやすいときで、もう提訴の目的を十二分に達しておるのです。その提訴の目的は何であつたか。日米協定を無理やりにのませるための援護射撃であつたわけなんですね。そんなことはうそだとおっしゃるなら、私はここに論説をたくさん持っております、ワシントン・ポスト、ニューヨーク・タイムズ以下各紙の。ですから、すでに目的はもう達したのです。しかもなお、以後政府側はどうしたか。取り下げなくとも、これから後の輸出の価格を自主的に価計算をよくして——自主的とは日本の自主的にだ。で、上げていてば無罪放免ということになつておる。ところが、今度これをもしやられるとするならば、これは応報主義であると同時にこれは報復手段といわなければならぬ。もし相手がそのつもりであつて、また、この次に合戦と、その他次には鉄、コールドミルの板、その他、こうなつてきいたら、これは日本のアメリカに対する国民感情が、友好はおろか、ますます反米思想をかき立てることになると思うのです。私は日米友好上まことに遺憾なことであると思うのです。したがつて、すでに目的は達したのですから、協定のプレッシュアというところの目的は達したのですから、この際ケンドール氏にも会い、同時にキャラウエー氏にも会つて、そうして話をつけるというぐらいいの御努力はなさるべきであると思うし、どうしても行けないとおっしゃるなら、私を使いに出してください。私はケンドールさんと会います。そして、それならばあなたのところのペブリックコーラをお断わり申し上げますよ、そのくらいのことを言えなくてどうして日本人でしょう。通産大臣はアメリカ日本出張所の所長ではないはずなんですね。アメリカ・ガバメント・オフィスの従業員でないはずです。それをやることが国益だと思うのです。ほんとうの国益だと思うのです。しかし、大臣がですか、大臣。

に非常に近しい人たちを使つたりしていろいろな工作をした、そして事前に取り下げるさせることで実効があがったことがあります。今度の分はもつと、もうその実効のないものだから、もつと下げさせたらどうですか、こういうことで、これはよくわかります。よくわかりますが、いまはもうそういうことをさんざんやつてみたんです。やつてみたというのは、その会社に日本の大臣が頭を下げていってやめてくれと言ふことではなく、アメリカは、あなたがいみじくも述べられたように、こういうことでは日米間の感情もどうもよくなくなるから、おやめになつたほうがいい。だから、まあこれがやめられないにしても、これはひとつ将来、あまりにぼんぼんやるということじや困るので、専門家会議をつくつて、ひとつ事前に調整しましようということで専門家会議の設置にこぎつけたわけであります。だから、前向きにはなつておるんですけど。しかしこれは制度があるんですね。だから民間がその制度でもつて提訴をすれば、何とか結論を出さなければならぬという制度があるわけです。日本でも別に制度がありますから、私が日米織維協定をやればこれは告訴する、裁判で結果をつけるということになればこれはどうしようもないでしょう。もう私が幾ら国会などで、これで御了解願いますと言っても、やはりこれは裁判をやるということになる。これはまあ日本ではちよどアメリカと逆でございまして、アメリカから品物がうんと入つてくるときにはこつちも何かするのです。ですから、中国大陸から生糸が一ぱい入つてこようとなれば、さつと衆参両院でもつて法律をつくる。立法手段に訴えるといふことができるわけです。ですから、こういう制度があると同じように、アメリカはこの提訴権といふものを簡単に行使をする。そういう結果、日本間でこんな問題が起るわけですから、これはまあアメリカにも、あまりやらぬでくれ
それが率直にいって、アメリカと日本との輸出入のバランスがばんとれておればこんなことはないのですが、日本のほうが年間二〇%も六〇%も、

場合によつては倍も行くものだからこういうことが起る。いろいろなことがあるのですから、やはり実情を十分ひとつ調べながら、日米間の共通の利益を守るよう行動したい、こう思います。

○加藤(清)委員 私の尊敬する大臣のことばじりなんかはつかみたくない。大ものですから、あなたは。しかし二倍になる、三倍になる、だからラッシーするという、そういうことばが流行語のようになつたから、それはあやまちであるということを申し上げておきたいのです。なぜならば、貿易が伸びるときには、タケノコ経済というのでは、これは、ある一定時期まではんさんと伸びるので。それは去年の実績から比べたら何十倍になるのです。しかしあまいに強制するものじゃないので。好みがあるのです。変わるのであります。竹がある程度のところへ成長をすれば高原状態になるのです。ある時期がくれば、これはまた枯れていくのです。それを、ばばばばと伸びる、五月、六月の竹の伸びる時期にだけ、伸びるでいかぬ、伸びるでいかぬといったって、これはそんなことはあたりまえの話で、そういうことだったら、今後労働集約的製品だと新製品をつくつて、この構造改善で開拓しますなんといつたて、またそれでひつかかってくる。そういうことを、財界の中にもあほうの一つ覚えみたいに言う人がある。たいへんな大間違いで、この論理は、すでに下院の歳入委員長もちゃんと認めてくれました。ワシントン・ポストの編集長もちゃんと認めた。ある程度まではばばと伸びたけれども、それから伸び悩みです……。これはひとつ将來のために申し上げておく。

そこで、外務省にお尋ねする。アメリカの法律だからやむを得ぬ、やむを得ぬという話ですけれども、条約局長出ておられますか。

○鶴田委員長 経済局長が来ています。

○加藤(清)委員 まあいいでしょ。答えられる人に、と言つておきましたから……。

○平原政府委員 国際間の法律がござります。国際間の法律がござります。国際間の法律に準ずる協定がござります。それと国内法と矛盾した場合、競合した場合、いづれが優先しますか。第一点。

第二点。自分の国内法を他の国に強制することができますか、できませんか。

○平原政府委員 第一番の点でございますが、国際法と国内法の関係、国際法が優先いたします。御質問の件に関しましては、もう御存じのとおり一九六八年ですか、ガットの場におきましてアンチ・ダンピング・コードがあります。アメリカの国内法は一九二一年、五十一年前の国内法でございまして、この点につきましては、私たちといつてもかなり疑義がござります。その点が五月の日米間の専門家会議のときも問題になつた、このように私、承知いたしております。

○加藤(清)委員 はい、けつこうです。そのとおりです。これはソ連大使をやつておられました中川君が条約局長のときにも、予算委員会の総括質問で再三答えて、これはもう世界の定説ですね。それで公明さんも民社さんも一ぱい質問しておられた数量ワクは消化できないという結果になつて、貿易制限という結果になるでしょう。それが優先するか。当然国際法が優先するわけです。そうでしょう。結果は完全に数量制限になりますよ。そうでしょ。ゆえにこれは協定に違反する結果になつてくるんだ。

そこで大臣、いま退席中にこういうことを外務省から聞きました。国際法と国内法と競合した場合にいづれが優先するか。当然国際法が優先する。それから自国の法律を相手手に強要することができるかできないか。こんなことは当然なことなんですが、強制することはできない。その観点に立つて話を進めてくださいね。アメリカの法律があるから、国内法があるからそれで困りました、それで困りましたと言つておつたら、そんなことを言つたら世界じゅうどこへ行つたつて法律のない国はありませんよ。さて、そこでお尋ねする。今度の協定の内容が構造改革に及ぼす影響は大きいです。構造を二年延ばすと何ぼ延ばすと、輸出は消費とイコールであり、生産と連結しておられる問題なんです。したがつて設備をどれだけ制限してみたつて、消費が減つていけば設備が余るというかこうになるわけです。だから関係大ありですかから申し上げますが、T Q ベースというのはどういうものですか。

○山下政府委員 そもそも協定品目でござりますから、先方で急増することもない、被害を与えることもないという趣旨でいたした協定でございまして、これからもとしては、かりに今回評価差しとあります。しかし、私どもとしても、ダンピング課税の要はないといふべきであります。

○佐々木(敏)政府委員 米国のT Q統計、通関統計の品目分類がございまして、その米国の品目分類に基づいて輸出数量制限をするということです。T Q ベースというのは一九六一年にアメリカの関税分類表としてあらわれたものであり、農産物の輸入制限をする場合の、いわば監視用の統計として使われなければならぬのですか。

○佐々木(敏)政府委員 先生おっしゃるとおりであります。米側が極東四ヵ国に対しまして米国のT Q統計でもつて輸入数量制限をしたいという申し出があつた次第であります。

○加藤(清)委員 御説明のとおりでございます。

ころで振りふぶされてしまった。こんなことをやつたら国際的にアメリカは一そう非難を受ける。それで私はスコットさんのところに行つて、私は米帝国主義はきらいですけれども、あなたのような良識派がいらっしゃるということについて非常に敬意を表しますといつておじぎをしたことがあります。そうしたら、私も日本の議員の中に君のような男があることを非常に多とするとて、私が名譽市民章じゃないけれども、上院のフリーパスがありますね、あの金メダルをいただいたことを覚えている。これがほんとうの友好だと思うのです。そういう経験があつて生まれてきたこの日米協定に、なぜ法律をつくることさえもいけないといわれたようなそういう規則がここへ適用されなければならぬか。あなたのおつしりのように、アメリカが言い出したから聞きましたでは、あまりにも芸がなき過ぎると思うのですが、どうです、これを変える勇気はありませんか。なぜこんなことを言わなければならぬかというと、そういう抽象的な問題だけじゃございませんで。これが適用されますと、いまさつき申し上げましたアメリカ方式でコストの計算をやられるでしょう。そうするとここにトラブルが起きて、気がつかぬものが出てきたということは、この米関税差しとめの案件でおわかりでしょう。これら輸出するときにこういう問題が次から次に出てきますよ。やつてみましようか。たとえばニット生地はボンド当たりどれだけに換算するのですか。——それじゃ私が答えていきましょう、じめたと言われたくないから。ニット生地はボンド当たり七・八スクエアヤードに換算するのです。これが世界共通の原理なんです。ところがこのT・Q・ベースでいくと、この生地は一・三スクエアヤードです。一・三スクエアですよ。織維局長よく御存じですね。そうなるとどうなるか、三分の一に減る。だから大臣、あなたがワクを広げるだの余剰があるのだの弾力条項があるのだの言つても、最初きめたものが三分の一に縮小されてしまつたらどういうことになるか。この計算はどうやつて

やつて、しかも向こうの港でやるのはなしに、こっちのシッピングのところでこれをやるのです。アメリカの法律が日本の港でまかり通るというそんなんかな話がどこにあります。法律でもないのだ。法律でさえも適用できないのに、法律でない向こうのかつてにきめたかつてな規約が日本の方の港で通用するといつたら、これはどういうことになる。日本は植民地ですか。

○佐々木(敏)政府委員　ただいま先生おっしゃいましたT・Q統計はあくまでも品目分類でございまして、わがほうといたしましては、日本の輸出制限は日本の輸出管理方式で律するわけであります。したがいまして品目分類のいろんな双方の食い違いにつきましては、逐一専門家会議で協議をすることになります。

もう一つ、先生のおっしゃいましたニット生地についての換算率でありますけれども、実は先生おっしゃいましたとおりの非常に大きな開きがございます。しかしながら基準年次におけるその換算率をたとえば一・三というふうにいたしますと、基準年次における平方ヤードが非常に減ってしまうというございまして、結果的には同じようなかつこうであるうかと思います。

○加藤(清)委員　大臣、これでトラブルが起きないように事前に考えておかなければならぬのですが、これについてどうお考えですか。

○田中國務大臣　それは日米織維協定のとびらに書いてござりますとおり、これは対米輸出を規制するものではない、日米間の正常な貿易を続けていくための協定である、こういうふうに書いてござりますから、この運用については四角四面に運用したりして、両国間のこの協定の目的が阻害されることがないように運用するということになつております。その一つの例としては、去年は、日米間の対米向けの織維輸出はたいへんな激減をされておりますが、激減しないで対前年度二〇%増しということで、一年間は終わつておるわけでござりますし、今度の日米の会議における折衝でも去年あたり心配しておったもの

が、両国の合意はしごく満にしておるということでありますから、これからもまだある期間この協定が生きるわけでござりますので、あなたがいま御指摘になつたような対米繊維輸出規制協定にならないよう十分の配慮をもつて運用をしてまいろう、こういうことがあります。

○加藤(清委員) 次に、同じ時期に同じようにも極東四国と協定が結ばれておりますが、日米間の協定と米韓の間、米台の間、米香港の間の協定と比べてみまして、日本のほうが非常に不利である、不平等がある。それは、不平等のあつた場合には、これを是正することができるという条項が協定の中にすでにあります。したがつて、以下その不平等を是正してもらいたいという点を申し上げてみますが、いま繊維局長から話がありましたように、一番はあの初年度のワクでございます。日本のほうは、この年の総ワクは五・八%増ですね。韓国は一四・八・台湾は一二・一、こういう調子で一番多いのは八五・八%になつていますね。日本のほうは、こののに、韓国は同じ時期において八五・八%ふえておる。これははどういうことですか。

○田中國務大臣 極東三国と比べて、不利にならないよう運用しようということになつております。ただ数字的に比較をしますと、確かに米韓、米台等に比べては、いま御指摘のように不利のようを感じられます。しかし、実態を見ますと、必ずしもそうじやないんです。それは、日本とアメリカとの間と、韓国とアメリカとの間を比べてみても、日本は伸びるだけ伸びてしまつて、ある程度のシェアを確保しておつた時期と、韓国や台湾は日本よりもシェアの伸び方が非常に小さいというところがスタートになつておるわけでござりますので、そういう意味では日本はベースの大きいものの二倍、ベースの小さいものの四倍といふことはあり得るわけあります。しかし、日本は、あなたがいま言つたようなことをアメリカに言つておるわけです。それはそうでも、まあ韓国の伸び、台湾の伸び、香港の伸びを下回らないよう

に、日本との間に協定をしたいとしうようなこと
で、お互に話し合いを進めていますから、比較
的円満にものがおさまっておるということであり
まして、あなたは私よりもはるかに専門家であり
ますから、そういうことはもう十分、昔の対米制
限の問題も全部御承知でありますから、これ以上
申し上げませんが、数字だけで見るよりも、いま
申し上げませんが、数字だけで不利だといふ断
定をすべきではないと思います。

○加藤(清)委員 私はこれを冷静に読んでみまし
た。そうすると、数字だけで不利だと断定すべき
でないとおっしゃられますけれども、ウール製品
のごときは、いま、アメリカへ輸出された最盛期
の三分の一以下になつてゐるのであります。あなたの
おっしゃるように、伸び切つてゐるから、それで
まあ伸び率を少なくする。さつきのタケノコ経済
の筆法でいけば、一九六八年の数字であれば、そ
れはある程度やむを得ぬ。あなたのおっしゃると
おりでござります。しかし、その初めの時期がど
ん底に落ち込んだときの一・八%、これはおかし
いでしよう。

それから、ほんとうは一つ一つ聞いていきたい
のですけれども、もう与えられた時間がだんだん
迫つておりますので、まとめて申し上げます
が、今度はその初年度でなくして次年度からの向こ
う五年間の伸び率ですね。日本の伸びは5%、韓
国は二年目9%、三年目8%、台湾は二年目9・
5%、三年目9%、香港は7%から7・5%、こ
ういうふうで、これも大体日本が一番不利。次の
グループの問題でござりますが、このグループ
品目は仕分け数の少ないほど輸出しやすいです
ね。多いと、これは仕分けが多いから、シッピング
グリーンに合わなくなつて難波しなければならぬ。
その難波するほうの場合だけはどうなつてゐるか
というと、日本のほうが数字が多いのです。特惠
が六グループでしよう。片の方は五から、少ない
ところは二グループなんです。今度特惠品目のほ

うは、日本は十五プラス二、サブリミットになつておる。相手国——相手国といつちや悪いね。他の極東三国は十から、少ないので二になつていい。そうでしょう。それから今度はシフト。あなたは努力して、シフトがある、シフトがあるとおつしやられた。これは多いほど輸出がしやすいわけだ。ところが、この多いほど輸出がしやすいというほうに限つては、今度は日本のほうがあつと少ない。こういう調子なんですね。これは一体どうしたことでございましょうか。先ほど甘く見られたということばが出ておつたようですが、甘く見られたのか、ばかりにされたのか、それとも敵視政策が数字の上にあらわれたのかと、こうだれもしも受け取つておるのです。

○田中國務大臣 ばかりにされではおらぬと思います。そういうことではなく、加藤さんも十分御承知だと思いますが、数字で見るそんなん面もあるのです。ただ、加藤さんは、日本が損のよな面だけずっと、半面述べられましたが、今度いいほ

うをひとつ、半面私が述べてみれば、弾力条項は三国にはありません。第二は、特惠品目の総ワク

に対する割合は、日本は五〇%であります。三

国は八〇%でございます。三つ目は、特惠品目と

一般品目間のシフトは、日本は自由であります

が、三国は自由がない。四つ目には一般品目につ

いての協議は、方式が異なるため断定できません

が、トリガーアクションの先般の実績等を見ますと、日本

は非常に有利になつておる。五点目を申し上げると、期間は日本は三年ですが向こうは五年で

す。それは私も、ただあなたがマイナス面だけを

ずつと数字を並べられたから、こつちはプラス面

をおのではないのです。こういうもの全部ひく

るめて最後にしほりがつかかつたのです。日本

とアメリカとの間に、これは極東三国との協定に比べて不利にならないようにお互いにコンサル

テーションを行つてこの協定の精神を生かしましよう、こういしほりをかけてござります

から、数字上では指摘されるよな面があるかわ

かりませんが、これは対米輸出といふものが同じ状態でスタートし同じ状態で来たものではありますから、やはり極東三国といつても同じ品物を同じく出しておるわけではないし、事情も違うの

で、やはり実績を見て翌年の問題に對しては両国

が協議をするということでお互いが納得をする、

納得のできないよなことは絶対にないようになりますけれども、ただ、米側といたしまし

なければならぬ、このようにひとつ理解をいたさきたいと思います。

○加藤(清)委員 大臣、数字だけではございませんよ。あなたがそういうふうにお答えになるな

ら、私は、こんなことはやめておこうと思つたけれどもお尋ねします。ジャパン・アイテムつて何ですか。

○佐々木(敏)政府委員 ジャパン・アイテムとは日本の特殊な和服とか工芸品とか柔道着とかはつ

びとか、そりいった日本だけの織物、織維製品でございます。

○加藤(清)委員 朝鮮には朝鮮の独特の衣装がありま

りますね、香港には香港の獨特のものを持つて

おりますね。それがアメリカに輸出されるときに

は除外品目になつて、ジャパン・アイテムだけがなぜ制限品目になつておるのですか。こんなこと

は一番きびしいきびしいといわれておつたLTAの中にもないことなんですよ。LTAの中に綿製

品は許されておる。ところがここでジャパン・アイテ

ムを一括して品目に入れられると、いまおつしやる着物はおるか、柔道着までやられるといふこと

になります。なぜこれは譲らなければなりませんか。

○佐々木(敏)政府委員 先生御指摘のように、極

東の他の三国につきましては、たとえば香港の手

織物等につきまして特殊な美術工芸品等を適用除外

いたしております。また日米綿製品協定におきま

しても、先生御指摘のように、ジャパン・アイテ

ム、和服、柔道着、はつび等々除外になつておる

次第であります。私どもこの協定の交渉にあたりましては、覚え書きの段階あるいは昨年十一月、

本年三月の専門家会議の場所におきまして、ジャ

パン・アイテムにつきましてはLTAと同じよう

に除外すべきである、要するに強力な交渉をした

ておりますけれども、まだ除外といふことになつてお

らない次第であります。

○田中國務大臣

あなたは専門家でございま

せんから、やはり極東三国といつても同じ品物を

同じく出しておるわけではないし、事情も違うの

であります。

○加藤(清)委員

大臣、美術工芸品に関税がかかるといふ例は、先例がござります。ところが美術

工芸品に税金を余分にかけたり数量を制限するなどというような前例は、ほかに一つもございません。これをもつて嚆矢とする。私は、その前例の歴史を破るということだけではないのです。私の心配するのは、これがひっかけられるおそれが十分にあるのです。どうぞ耳打ちをやってください。いいですか。これは乱用されるおそれが二分にあるのです。どうぞ耳打ちをやってください。いいですか。これは乱用されるおそれが二分にあるのです。それはちょうどいまの冒頭に申し上げましたところの合纖、ウールの関税評価差しとめと同じことになる。とすれば、あれが通用するならば、それはちよどいまの冒頭に申し上げましたところの合纖、ウールの関税評価差しとめと同じことになる。そうすると絹でつくられた着物、そこへ合纖がほんの少々入つておつたらどういうことになるかということです。通産大臣の郷里でつくってみえますナイロンタフタ、ふとん側にしますね、このナイロンタフタでつくったところのふとん側が羽二重との混纖になつておつたら、これは一体どういうことになるか。それが適用適用で援用されていきまると、前にございました人形はどういうことになるか。人形の着物がいけないからだの中のゴム製品ですが、これは綿織物だ。チャックはどうかといつたら、ふちにくついておるところの綿がいけないから、全部目方で計算して金属の目方まで、これは綿だ、こういうことが過去に例があるのですから困つちやうんですよ。どうするのです。ゆえに、幾ら数量も、もう協定が大体両国の打ち合わせができましたが、これはまあ去年の協定を締結する當時から考へるとなるほどうまくいっている。両国間においてあまり摩擦がなくものが進められておるとい

す。やみ織機といふものの存在を大臣は認めていた税になると思います。

しなければならぬわけであります、やみですか

この運用に対しても万全を期してまいろうということです。

○加藤(清)委員 運用にあたって万全を期すとい

○田中国務大臣　これは現に存在をするということだけは事実でございまして、これはひとつ調査をいたしております。

なお、いまお尋ねのそれによつてどの程度の収益が得られるかということは、現在私どものところではわかつております。

いります。それから所得税とか法人税、これはやみであらうがやみでなかろうが、所得が存在するところには税法は適用されるということであります

月一回ないしは隔月ごとに一回の会議があるので、それから、そのための専門家会議があるのでありますから、そこで改定を要望するような措置をとつても、悪い点は除外していくようにならないと前進はないと思うのです。ぜひそのことを、幸いに毎

○田中國務大臣 やみ織機とは無籍織機でありま
はこれを表向き認ることはできないわけなんですね。できないから、したがつてこのやみ織機に
対しては登録織機と同じような権利は与えてない
わけですね。

なお、いまお尋ねのそれによつてどの程度の収益が得られるかということは、現在私どものところではわかつております。

○加藤(清)委員 私は、税金を取るなと言つているのじやない。取つて いる現実を認めさせたかつたからです、とそり うことになりますね。本省は、通産省はその存在を認めない。しかし、大蔵

なお、いまお尋ねのそれによつてどの程度の収益が得られるかということは、現在私どものところではわかつております。

○加藤(清)委員 それは怠慢です。私は想定のことと聞いておるのぢやありません。それはだから答弁のできる人に出でもらいたいと言つたんです。想定を聞いているのぢやないのですよ。現に固定資産税を取つてゐるのですよ。だからやみの織機を持って仕事をしてゐる人たちが何と言ひかといつたら、私どもは固定資産税も取られております、營業して収益があればそれも取られております、おまけにこれを大織屋のほうから借りている、その借り貯まで取られます。権利金も取られております。にもかかわらず、義務だけはしょわされるが、登録織機と同じように与えられる恩恵、すなわち国民の権利はゼロです、こんなばか話がありますかと、こういうことなんです。

省と自治省はその存在を認めている、認めていればこそ税金を取るのでですから。死んだ幽靈だったら税金は取れないのでですから。同じ本省でありながら、認める省と、これを認めない省がある。これは矛盾です。だから、これはこの際整理統合の必要があると思いますが、では、大臣はこのままのスタイルでいいとお思いですか。

○加藤(清)委員 次にお尋ねしたいことは、人を責めるばかりでもいけません、おのれみずからえりを正さなければならぬ、それが繊維の構造改善。秩序ある輸出のルールをつくらなければならない。これは大事なことだと思います。その場合にあたって、私どもは長年にわたつていろいろ検討を進めてまいりました。そこで、ご質問

おっしゃられましたように、登録といい、確認、認定といい、未登録といい、そういう熟語が流通しているのですね。熟語が流通しているということは、現存しておるということなんですね。

今度は大蔵省にお尋ねしますが、このやみ縦機に対して税金はどうしてみえますか。

○田中國務大臣 これは矛盾はないのです。これは法律の目的が違うということでありまして、所得税法及び固定資産税法とか地方税法という場合に、これは無籍であろうがなかろうが、そういうことには関係なく税法は適用されるようになつておるのでございます。無籍であるか無籍

（略）を述べておきました。各大臣とも、私どもにわれわれの提案と称して差し上げておる。菅野大臣、三木大臣、大平大臣、宮澤大臣、田中大臣。最初のものがこれでござります。二回目がこれでござります。三回目がこれでござります。四回目はこの間予算委員会で差し上げました。本日ここへ持つてまいりましたのはあとで

○ 増水説明員 やみ織機に対する税金という徴収基準がよくわかりませんけれども、やみ織機によつて織維が織られまして所得があればもちろん課税をいたしますし、やみ織機につきましてそれを廢棄したために収入があればやはり課税になることになりますが、ただその場合には非常に資産価値、帳簿簿額が低いとと思いますので、その廃棄す

ます、営業して収益があればそれも取られており
ます、おまけにこれを大織屋のほうから借りてい
る、その借り貯まで取られます。権利金も取られ
ております。にもかかわらず、義務だけはしょわ
されるが、登録織機と同じように与えられる恩
恵、すなわち国民の権利はゼロです、こんなばか
な話がありますかと、こういうことなんです。

○田中国務大臣 私からちょっとお答えします
が、やみ織機とは通産省方面から言うとやみ織機
ということになるのです。これは中小企業団体法
に基づく織機設置制限規則、通産省令に違反して
おるからやみ織機ということになるわけでござい
ますが、これは税法上からいと、やみであろう
が何であろうが、稼働しておれば固定資産税の対
象になる。これはもうこういう中小企業団体法か
ら見て違反であろうが何であろうが、これは違反
建築であつても、建築基準法の許可を得ないもの
であつても、現に住居の用に供せられておれば固
定資産税の対象になるということをございますか
ら、これは税法上は当然固定資産税は賦課される

でないかが問題なのは、通産省の中小企業団体法によれば、これは無籍と無籍でないものには厳かな区別がござります。これは政府が買い上げるか買い上げないかということにもなりますし、いろいろな恩恵的な政策を適用するかどうかという場合には、無籍か有籍かという問題が非常に区別をなすつゞく、二二〇頁、二二〇頁、(通産)

田中大臣に差し上げます。ここに、今度の構造改
善にあたってはこうすべきではないかということ
がこれだけあります。あと与えられた時間がもう
ほんの少しだから、これを全部読み上げる時間
がありません。ですから差し上げますので御参考
にしていただきたいのですが、特にこの中から
一、二点だけ取り上げて、あと与えられた時間で
始末したいと思いますが、通産大臣にお尋ねしま
す。

○加藤(清)委員　自治省にお尋ねします。このやみ縫機に対する固定資産税は年間どれほどありますか、収益が、財政収入。

○石川説明員　やみ縫機に対し固定資産税を課税するかどうかということになりますれば、事業の用に供しているという実態がございますれば課税の実際には、実際問題としては課税の問題は起きてこないかと思います。

ということをさせます。それは、いまも私、答弁を聞いておりましたが、自治省にやみかどうかということを求めるのはちょっと無理だと思うのです。これは自治省は、やみであろうが何であろうが、稼働しておる織機には一切固定資産税を同じ税率で、一台幾らということでかけておるのでござりますから、これは区分けしてやみかどうかということを計算するとすれば、通産省が計算を

さざるわざでござりますので、しかもの有無が無事か
かによつて税法等の解釈を統一をしなければなら
ないということにはなりません。問題は、有籍な方
がゆえに制限を受ける、制限を受けるだけ恩恵
もまた受けるというような部面と恩恵は受けない
といふところが無籍と有籍との差でありますので
で、法律のたてまえが違うということで御理解い
ただきたい。

○加藤(清)委員 あなたは、スコラ哲学方式によつてそういう立論をされば、それで事は足りるでしよう。しかし、耐えられないのは、やみだらうなどと言われるほうなんです。隣の人には、登録なるがゆゑに政府からの恩恵がいただける。隣の小さい家は、登録がないがゆゑに恩恵は受けづらいに、工賃までが切り下げる。そうしてなお別な税金を取られる。にもかかわらず、やみだと、こうなれば、おこるのも無理もない。下世話でまことに失礼な言い分ですけれども、もし学校の生徒が、あれは二号の子だからいかぬとか、三号の子だからいかぬと言われたら、その親の身になつてみたらどうなるのです。同時に子供の身になつてみたら、それは親の罪かもしませんけれども、自分の罪ではないと言いたくなるのは、これは世の常ではございませんか。そこで、私は、この際、整理統合をされる必要があると思う。その整理統合で、特に私が申し上げたいことは、なぜ生まれたかという過去にさかのぼつて云々をするところの報告書をつくるのですから、レポートがあるはずなんです。そのレポートを集約すれば、台帳ができるければならぬ。通産省が監督していく、そして片やこれはいい子だ、本子だ、これは二号の子だ、これは三号の子だといって区別しておきながら、その籍がないのですね、登録台帳がないのです。これはおかしいです。業界にだけまかして、それをうのみにする、そこにやみの生まれてくる一つの原因があるのです。だから、こちらの交通整理をすると同時に、この際田中大臣ならできる勇断をもつて、この始末といふことばが悪いのですが、交通整理と申しましょうか、整理をすることが、構造改善の一つのポイントになると思うのです。これをやらずに構

○田中國務大臣 有籍か無籍かという問題でござりますが、無籍は、これは通産省は認めません。というのは、通産省の立場で法律的に認めないと、うだけのございまして、現にあることは承知いたしております。認めなくとも承知をしておるということは、これはまあ同じようなことでございます。ですが、あることは現にあるわけです。ですから、その意味で、それをいつまでもこういう状態で置くことは非常に構造改善には支障があります。相実問題で支障があるのです。また、このままに一つばかりいつの間にやらまた無籍ができる。無籍はいつの間にか有籍になるのかならないのか、これはやはりはじめをつける必要がある。ですから私たちは、無籍は認めませんという法律的な立場から、現に存在をするということでありますから、これはやはりある時期に、できるだけ早い機会に整備化をして、そしてもうそういう変なものはないよと現にはまた無籍が出るという、さいの川原のようになやり方には確実な歯止めをする、こうしたことにななければなりません。しかし、それをやると、現には無籍のほんとうの対策、整理はできないわけであります。だから、有籍なものは、政策の対象になるわけです。構造改善事業をやっていく場合に、有籍のものはちゃんと対象にならないで、新しい政策が付加されていきます。無籍のところにはそういうようなメリットがないということであります。しかも、そうでありながら、無籍をしないと無籍が常に構造改善の支障になつてくる、現実的に支障になるということでありますから、やはりどこかでじめをつけるということが必要であるということだけは申し上げておきます。

めをこの構造改善の法案とともに行なう、これならばまだ話がわかる。はじめをいつまでにつけなぞとは言いません、それは容易なことでありますから。しかし、そのけじめをつける操作を始めなければならぬと思う。そうしないと、まさかようは新聞のほうがあまりたくさん見えませんから。さて、すでにテレビあたりでも相当これを特集をしておられます。中には、その見方を変えまして、國費の乱費であるというふうに持つていて、これを決算委員会の問題として取り上げるべきでもいいですが、実は新聞の各社がこれに目をつけ、すでにテレビあたりでも相当これを特集をしておられます。このままでは、その見方を変えまして、こういう論まで出ているわけでございます。私は、そういうことが行なわれますと、今後の構造改善にけちがつけられるとと思う。このことはこの商工委員会だけで円満に解決すべきだ、わざわざ決算委員会のお力を借りなくてはこの始末はできないと思う。その努力をすべきだ。それがやがて日本のか紡織を永遠に導く第一歩の手段になる、こう思えばこそ——私も紡織を愛します。大臣も紡織の産地の出身です。次官もそうです。特に当とお酒と紡織は、徳川時代からどの国にも発展してきた産業でございます。私は紡織は永遠だと思っております。その永遠なるものを一そろ位置づけるために、ぜひこの際、画竜点睛を欠かないように、いまからこの点をはじめていただきたいと申し上げまして、最後にします。

○加藤(清)委員 終わります。

○鴨田委員長 西田八郎君。

○西田委員 特定織維工業構造改善臨時措置法の一部改正に関連をして、午前中に織維雑貨局長から、こまかい点については質問をし、いろいろと説明を承りました。しかし、これは国のきわめて重要な施策の一つでもありますので、ぜひこの機会に大臣に二、三お伺いをしておきたい点がござります。あまり時間をとらせませんから、ひとつ含蓄のあるところで御答弁をいただきたいと存じます。

先ほど加藤委員の質疑の中でも、大臣みずからも認めておられますように、昨年の日米織維交渉、これは結ばれたものでありますからしかたがないとしても、あとから非常にいろいろの問題が出てきております。事はどうようと非常にむずかしい国際情勢になってきて、いかんと存じます。けさほどのニュースで、長い間強く反対をしておられましたガットの中に設けられる作業部会にも賛成をするというような意向をお示しになつたようではあります。これからは織維産業におけるところの国際環境といいますか、国際情勢といふものは、どういうふうに変化するというふうに大臣は把握しておられるか、まずその点からひとつ伺いたいと思います。

○田中國務大臣 織維産業は長い歴史の中にも各国でもたいへんな問題でございました。日本においては特にそうでございます。いま各国で一番に取り上げられる問題は織維の問題だと思います。特に、先進工業国間においても、また東西の間においても織維問題というのは問題になつてゐるわけで、端的にいふと、日本とアメリカの間に問題になつておる。同時に、今度、日本と韓国、日本と中国との間にも問題になつておるわけであります。また将来は日本と東南アジアのいろいろな国との間にも問題になつてまいります。これは織維の多国間協定というものはいますぐやつてはならないし、これも反対でござりますと言つておりますが、何か外交的に国際間でそのままでは済ま

ない、やはり国際、多国間、いろいろな状態で、勉強しなければならない問題で、非公式折衝をしなければならない問題である。だから、いまも御指摘がございましたが、ガットの中で――日本が参考をするというのではありません。協定をつくるとか何かではなく、お互いが意思の疎通をはかり、意見交換をしたり、そういうことなら出席をいたしましよう、こういう考え方でござい

くるのではないかと思うわけです。ところが、先ほどもやみ織機の問題が出ておりましたが、さるに午前中にも御質問申し上げたわけですが、大企業におけるところの織維業界の技術革新、設備改善というものは相当急テンポで進んでおるわけですねあります。それは単なる省力投資ということでもなれば、もつと付加価値の増大という方向へも進めておりますし、同時に量産から質への転換といふものも考へられておるわけであります。そうしまして、必然的に日本の織維産業の国際的に占める地位というものは、これは国際分業というものを推し進める中において何らかの位置を確定をして、その中において日本の織維産業政策といふものを進めていかなければならぬというふうに私は考へえるのですが、大臣、それについてどうお考へになつておりますか。

ですから、そういう意味で、やはり繊維というものはほんとうに——もつとも開発途上国でも繊維はできますし、そこへも量的には流れ込んでいくわけあります。またそういう意味では、もつと高い水準の先進工業国同士でも問題を起こしておりますが、やはりヨーロッパからでも優秀な繊物は入ってくるということで、やはり量から質への転換、国際分業——まあアラビアでも特別の繊物は世界にシェアを持つておるわけです。特産品という非常に優秀な技術を持つておるものは世界的に何百年もシェアが小さくならないということありますから、やはり日本も量的にやるとどうしても摩擦が起る、やはり質的にやらなければいかぬ。その場合に、百七十万、非常に多様化している。日本は輸出も輸入も多様化しなければいかぬが、繊維は少し多様化し過ぎているので、やはり構造改善をやつたり新しい将来の展望に立った繊維業界の再編成というものは転廻業さえも避けがたいということを、おそるおそる述べておるわけでございますが、やはりそういうようなことまで考えながら質への転換ということで整理統合を行ない構造改善を進めていくことだと思います。

構造をつくり上げていくか、きわめて重要な問題であると思うのです。ことに、この法案によりますと、現在の特織法そのものが二年間延長されるということですが、午前中の質疑の中でも、二年間で十分なる構造改善と、いうものは進められないだろうし、さらにメリヤス、染色等はまだ三年しかたっていないわけですから、あと二年で五年間、しかし見通しとしては非常に暗い状況にあります。そして最終段階の加工である縫製等におきましても、あるいは縫製と織布と一緒にしたネット等につきましても、これは相当な改善を行なっていかなければならぬというふうに考えますと、この二年間では非常にむずかしいので、そのむずかしいものをほんとうにやり切れるのかどうか、大臣の所信を聞きたい。

○西田委員 そこでやつぱり問題になつてきます
のが、四十九年以降どうするかという問題ですよ
ね。いま大臣の答弁の中にも出ておりましたよう
に、確かに東洋紡等で研究開発をいたしました紡
績機械については初めてアメリカへ輸出するとい
うようなことになつたわけですけれども、織維王
国日本といわれながら、織維機械その他について
はほとんど外国からの輸入品あります。織布一
つとりましても、新しい機械だといって騒ぎまし
たユニファルにしましても、すでに四年前にイタリ
アで開発されてイタリアで使われておつた。それ
がアメリカにいって、かなり欧米諸国において量
産体制のできる機械として定着をしてきたころに
初めて日本に入ってきておるわけであります。最
近の燃糸機械にしましても四十万回転くらいのも
のが最高のものだと思いますけれども、イタリ
ア、西ドイツに行けば六十万回転あるいは七十万
回転がもう開発されておるかもしれないというよ
うに、機械の技術革新というのはどうも外国から
行なわれてきて、そしてその特許を買うことに
よつて、そしてそれを日本で使用するというよ
うな形になつておる。そのことが、実際やはりあら
ゆる面で織維産業そのものの立ちおくれというこ
とになるのではないか。そういたしますならば、
四十八年までの二年間に、構造改善を一方で進め
つつ、一方におきましてはかなりなそいつた技
術革新なりあるいは市場調査なりあるいは消費動
向なりといふものを当然考えていかなければなら
ないと思うのですが、そうした点について
えなかつたら聞かしていただきたい。

○田中國務大臣 それは先ほど述べましたように、いま二年間構造改善を延長するということでおございまして、これは所期の目的を達成するためには、いろいろとあります。が、先ほど述べましたとおりそれをもつて終わりなどという簡単なものではありません。これはあなたがいま述べられたとおりであって、これは実際ににおいて日本の織維業界というものが世界各国の中でもどう位置しておるかということまで認めなければならぬわけありますし、そういう方向をきめながら育てていかなければならぬ、その場合にはスクラップ・アンド・ビルトも出てくるわけでございます。だからそういう問題も十分考えながら絶えず検討を進めます。これはもうアメリカと日本との間に織維協定を行なっておりますが、これは日中の国交回復がもしできるとすれば、日本と中国大陸との間の一番大きな問題は何かといえば、これは織維の問題になります。糸がちょっと入ってくるだけで超党派で立法しなければならぬというので、あつとい間で立法ができますし、私もちょっと驚いたわけでございます。実際そういう問題を考えてもほんとうに深刻な問題です。そして織維という問題は、これからまだまだ相当高度な産業が興つても、織維はなくならない。これは絶対になくなりません。これは織維産業といふものは非常に摩擦が多く持ちながらも各国でやはり発達させていかなければならぬ産業であるといふ面から、二年で事足れりなどとは考えておりません。将来とも通産省の織維局といふものは堂たる織維局——織維雑貨局なんていわづ、織維局が必要であると思っております。

○西田委員 大臣特有のなにで、織維雑貨局なんか

かだめだ、織維局といふのだ、非常にうれしい答

弁をしていただくのですが、実際私はやはり意識革命をやらなければだめだと思うのです。これは企業に携わる企業主そのものの意識もやはり変えいかなければ、ただガチャガチャ織機さえ動かしておればもうかるんだという考え方、さらにそ

ういうところへ、自分たちでやれないものをたた

いてやらせるというような、そういうものの考え方自体、やはり今日の近代的産業ではないと思うのです。したがつて、そのことも当然一方でござります。それがども大臣の決意のほどをひとつ聞かしてお聞きたい。場合によつては内閣総理大臣にならぬかもしだれぬ田中大臣のことありますから、ひとつ思い切つた発想でお聞かせいただければ幸いです。

○田中國務大臣 明治初年から、一次産業比率が九〇%というときから、日本が海外に市場を求めるその先駆となつたものは織維でございます。同時に、日本が第二次戦争に敗れた直後ほんとうにどうにもならなかつたときに細々ながら海外に道具も織維であります。そういう意味で、織維といふものが百年余、日本産業の中のほんとうに重要な地位を占めておつたということを考えますと——まあそういうものに石炭もあります。米もおいてもエネルギーの中で今までのようないのウエートを維持することはなかなかむずかしい

ということは、きわめて荷が重過ぎるといふ言葉に過ぎかもわかりませんが、非常に大きな問題ではなかろうか、したがつて、そうした点をやはり何らかの機関を設置するかあるいは現在ある産業を拡充強化する中で、やはり恒久的にそうしたもののが生じてきておるのではなかろうか。たゞ、いまの段階ではまだその施策を立てていくという必要が生じてきておるのではないか。たゞ、いまの段階ではまだその自主規制であるとかあるいはある程度の数量を制限するような協定であるとかいうようなことで済まされるにしても、私はそういう段階はそう長く続くものではないといふふに見た場合、これはやはり日本はどうしたつて原材料を持たない、資源を持たない国でありますから、貿易にかかるけれども、流通過程といふものに非常に注意しなければならぬのは、答弁書にもあります。それが簡単にお伺いしたいのですが、やはり織維産業全体の構造を生産工程で改善すると同時に、やはり流通過程における構造改善といふものは当然必要じゃなかろうかと思うのですが、そうした点について、何らかの形でこの問題に取り組まれる意思があるかないか、それだけお伺いして終わります。

○田中國務大臣 織維も知識集約化とかファッショニズムとか、いろいろなことを考えておるわけありますが、確かに製造過程の合理化もさることながら流通過程、特に流通過程と簡単に言いますけれども、流通過程といふものに非常に注意しなければならぬのは、答弁書にもあります。これが流通過程といふものは非常に合理化されなければならない。これはきわものですが、季節商品でありますと、時を失うと半値になつてしまふ、そういうために非常に無理をするということになりますが、これが品物のいい特定なものを持つられるとするならば、時期や大きな制約も少なくなるわけでありまして、御指摘のような製造過程にだけ目を奪われないで、流通過程その他、国際

的市場のバランスという中の位置というものを十分考えていかなければならぬと思います。

○鴨田委員長 終わります。

○鴨田委員長 次回は、来たる十六日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十六分散会